

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、五條市における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

令和三年一月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行った者の名称

五條市

二 調査を行った期間

平成二十九年六月十五日から平成三十年九月十二日まで

三 成果の名称

五條市上之町（水沢）の一部の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

五條市上之町（水沢）の一部の地域

五 認証年月日

令和二年十二月二十五日